

日本産業技術教育学会支部規約

(設置)

第1条 一般社団法人日本産業技術教育学会（以下「本部」という）細則第7条の定めるところにより、一般社団法人日本産業技術教育学会支部（以下「支部」という）を設置する。

(目的)

第2条 支部は、設置地区における産業技術教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 支部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 産業技術教育に関する研究発表会、講演会等の開催
- (2) 関連する研究団体との連携及び提携
- (3) 会誌その他の情報提供
- (4) 支部会賞等の授与
- (5) その他前項の目的を達成するために、支部が必要と認めた事業

(事業年度)

第4条 事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(会員)

第5条 支部は、支部の目的に賛同し、本部細則に定める入会手続きをした、次の各項に掲げる会員を持って組織する。

- (1) 本部会員（正会員 A、正会員 B、学生会員、終身会員、名誉会員、賛助会員 S・A・B）
 - (2) 支部正会員
 - (3) 支部学生会員
 - (4) 支部終身会員
 - (5) 支部名誉会員
 - (6) 支部賛助会員
- 2 本部会員、終身会員、名誉会員は本部に入会している者で、所属支部選択をした者。なお、異動等で所属支部を変更する場合は、本部（学会事務局）に届けなければならない。
 - 3 支部正会員、支部学生会員、支部終身会員、支部名誉会員は支部のみに入会している者、賛助会員は支部の事業を賛助する者とする。なお、異動等で所属支部を変更する場合は、本部会員同様に本部（学会事務局）に届けなければならない。
 - 4 所属支部は原則として主たる所属先の属する地域の支部とするが、本人の希望があり、理事会で承認された場合は、他地区の支部に所属することもできる。ただし、所属支部は1支部に限る。
 - 5 支部正会員、もしくは支部学生会員が年度途中で本部会員への移行を希望した場合、移行を希望する本部会員資格の年会費および入会金と支部会員として支払い済みの年会費との差額を納

めること、および理事会の承認により、会員資格の移行ができる。ただし、本部会員が支部正会員、もしくは支部学生会員への移行を希望する場合は、理事会の承認により移行できるが、年会費の差額分の返金はしない。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、本部の細則に定める入会の手続きをしなければならない。

(会費)

第7条 会員は本部細則もしくは本規約に定める会費を納めなければならない。

(支部会員の権利)

第8条 本部会員（他支部会員も含む）及び支部会員は、支部が開催する研究会及び講演会等に参加し発表することや支部会誌への投稿をすることができる。なお、全国大会及び各分科会での発表や投稿は、別途定めのない限り本部会員のみとする。

2 支部が開催する研究会での発表及び支部会誌への投稿は、所属支部を原則とするが、各支部の判断により、他支部からの発表及び投稿も可能とする。詳細は各支部で別途定める。

3 全支部の研究会要旨集等、支部の発行物について、本部会員と同等に Web サイトから入手できる。

4 その他、必要に応じ別途定める。

(退会)

第9条 会員で退会しようとする者は、本部の細則に定める退会の手続きをしなければならない。退会しようとする者に未納の会費がある場合には、これを支払わなければならない。ただし、支部学生会員においては、各年度末に会員資格更新の意思確認を行い、翌年度の会員資格更新の意思を示さなかった、もしくは意思確認ができなかった場合は、原則として当該年度末で自動的に退会とする。

(資格喪失)

第10条 支部会員の退会・除名は次の各号による。

(1) 会費を滞納した者（1年以上）、及び支部の活動と明らかに無縁になった者は、自動的に退会させられることがある。

(2) 会員が支部の名誉を毀損する行為をした場合、理事会の決議により除名することができる。

(3) 支部学生会員は、学生の身分が無くなった時点で、支部正会員または本部会員となる手続き、もしくは退会の手続きをとらなければならない。また、当該年度末において翌年度の会員資格更新の意思表示をしなければならない。

(役員)

第11条 支部に次の各号に挙げる役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
 - (2) 副支部長 1 名
 - (3) 支部理事 設置地区内の各都道府県より若干名
 - (4) 支部監査 2 名
 - (5) 支部幹事 若干名
- 2 役員は、会員の互選による。
 - 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、支部長は2期を限度とする。
 - 4 役員に欠員を生じた場合は交替者を選出し、その任期は前任者の残存期間とする。
 - 5 上記(1)～(5)以外に支部毎に必要な役員が生じた場合は、各支部で別途定める。

(役員の仕事)

第12条 支部長は、支部の事業を総轄し、支部を代表する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 支部理事は会務を遂行する。
- 4 支部監査は支部の会計を監査する。
- 5 支部幹事は支部事業の執行をする。

(会議)

第13条 支部の会議は、支部総会(以下「総会」という)、支部理事会とする。

- 2 総会は、各支部の最高議決機関とし、年1回支部長がこれを招集する。ただし、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。
- 3 支部理事会は、各支部の会務を遂行する機関とし、必要に応じ、支部長がこれを招集する。

(議決)

第14条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

(研究会及び講演会)

第15条 支部は、第3条に定める事業のために、次の各項に掲げる会を行う。

- (1) 研究発表会
 - (2) 講演会
 - (3) その他支部長が必要と認めた研究会等
- 2 研究発表会は、年1回以上開催し、会員の研究成果を発表する。
 - 3 講演会は、支部理事会が必要と認めたときに設けることができる。
 - 4 各支部が主催した研究会、講演会等の予稿又は原稿、論文集等の著作権の扱いは、一般社団法人日本産業技術教育学会著作権規定に従う。

(会費)

第16条 会員は次に定める年会費を本部に納めなければならない。

(1) 本部会員（本部会費に支部会費も含め、支部会費としては別途徴収しない）

(2) 支部正会員 2,000 円

(3) 支部学生会員 1,000 円

(4) 支部賛助会員 5,000 円

2 入会金は納めなくてよい

（会計）

第 17 条 支部の経費は、本部からの支部経費、支部積立金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 支部の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

3 支部の会計処理の詳細は別途定める。

4 研究発表会等の参加費は、支部毎に別途定める。

（事務局）

第 18 条 支部の事務局は、支部理事会が設置場所を定める。

（その他）

第 19 条 この規約の運営に必要な細則は、別途各支部理事会で定める。

2 この規約の改廃は、社員総会の承認を必要とする。

付則

2022 年 8 月 20 日制定